

# 入札説明書

## 1 入札物件及び予定価格

車名	最低売却価格	初度登録年月	車両仕様等
移動図書館車 日野リエッセII改造	150,000円	平成8年12月	車両調書参照

※最低売却価格は「税込み」の価格です。

※リサイクル料金は預託済みですので、入札金額には含まず応札してください。落札者は売買代金にあわせてリサイクル料金（預託金相当額）を納入してください。

## 2 入札の方法

一般競争入札（以下「入札」という。）を行います。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていなければ、この入札に参加することができません。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2)	合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年告示第20号）による指名停止を受けていないこと。
(3)	合志市が行う契約、行政手続等における暴力団及び暴力団等関係者の排除等に関する合意書の事務取扱要領（平成30年告示第8号）第2条第2号から第4号までで規定する者でないこと。

## 4 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書（様式1）を次のとおり総務部管財課に提出してください。

受付期間	令和元年7月23日（火）から令和元年8月22日（木）まで ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。 （郵送の場合は、令和元年8月22日（木）の消印有効）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	合志市役所 総務部 管財課（市庁舎2階）

提出方法	持参又は郵送とします。  (郵送の場合は、不着などのトラブル防止の為、簡易書留による送付をおすすめします。)
※注意	入札参加申込書に押印する印鑑は、入札書及び契約書に押印するものと統一していただく必要があります。

## 5 入札物件の公開

入札物件を次のとおり公開します。ただし、試乗は行いません。

なお、入札物件を見学したい場合は、8月16日(金)までに総務部管財課までご連絡ください。

公開日	令和元年8月19日(月)
公開の時間	午後1時から午後5時まで
公開場所	ひまわり公園職員駐車場(合志市立西合志図書館西側)

## 6 入札の日時及び場所

入札日時	令和元年8月27日(火)午前9時00分から
入札場所	合志市役所 2階大会議室

## 7 入札に必要な書類等

入札書	<p>様式2をご使用ください。</p> <p>入札参加者又はその代理人が、入札日に直接、入札書を提出します。</p> <p>入札参加者は入札書に入札物件名、住所、氏名(会社等の場合は所在地、商号又は名称、代表者氏名)を記入の上、押印するものとします。金額の記入は算用数字を使用し、ペン又はボールペンで最初の数字の前に「¥」または「金」を記入してください。また、各桁の数字は省略せず、一の位まで数字を記入してください。</p> <p>入札書には、買受希望価格の108分の100の金額(税抜金額)を記入してください。</p> <p>提出した入札書は、その理由の如何を問わず、引き換え、変更又は撤回することはできません。</p> <p>入札参加申請者以外(代理人)が入札に参加する場合は、代理人欄に氏名を記入の上、押印してください。</p>
-----	---

委任状	入札参加申請者以外（代理人）が入札に参加する場合は、様式3をご提出ください。
印鑑	申請者本人の場合は、入札参加申込書に使用しているもの。 代理人の場合は、委任状に使用している代理人のもの。

## 8 入札に関する無効事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)	競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)	委任状を提出しない代理人のした入札
(3)	記名押印を欠く入札
(4)	金額を訂正した入札
(5)	誤字脱字等により意思表示が不明りょうである入札
(6)	明らかに談合によると認められる入札
(7)	同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
(8)	2以上の意思表示をした入札
(9)	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定

合志市が定める最低売却価格以上の金額で、かつ、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

なお、落札者となるべき入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

## 10 契約保証金

免除します。

## 11 売買契約の締結及び売買代金の納入等

売買契約	落札決定の翌日から7日以内に締結します。
売買代金	入札書に記載された金額に、落札額にその100分の8の金額を加えた額（消費税及び地方消費税額を加算した金額）となります。 また、落札額の100分の8の金額に1円未満の端数が生じた場合は、

	その端数は切り捨てます。
売買代金の納入	市が発行する納入通知書により、売買代金の総額を、契約締結の翌日から7日以内に納付していただきます。

## 12 物件の引渡し

所有権の移転	売買代金の納入を確認したときをもって所有権を移転します。
引渡し時期	所有権の移転後、車両の引渡しを行いません。日程については、打ち合わせの上決定します。
車両の瑕疵	車両は、現状のまま引渡しとなりますので、引渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
名義変更等	名義変更手続き（車両登録番号の変更を含みます。）、廃車手続き等は、落札者の負担で行なってください。また、移転登録後、自動車検査証の写しを管財課へ提出してください。
車両の運搬	車両の運搬については落札者の責任のもとで行なっていただきます。また、運搬にかかる費用は落札者が負担してください。（車検が切れているものを陸送される場合は、各種手続きが必要です。）また、運搬中に事故等が発生した場合においても、本市は一切の責任を負いません。
公租公課等	売却、登録に伴い発生する公租公課は、落札者で負担をお願いします。 <u>リサイクル料金については、売買代金にあわせて納入してください。</u> なお、車両のリサイクル料金については、車両調書をご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検の有効期限が平成30年12月26日で切れています。（陸送される場合は、各種手続きが必要です。）また、車検切れ後は、通常の走行・稼動がない状態です。現在はバッテリーがあがっていると思われるため、動きません。その他このことによる影響等については確認しておりません。</li> <li>・自動車検査証の乗車定員は5名となっていますが、現況は4席となっています。落札後、再度車両登録する等各種手続きの際は、考慮し手続きをしてください。</li> <li>・車体には「合志市西合志図書館」「電話番号」「ひまわりドンちゃん号」の文字及びキャラクター（ひまわりドンちゃん）のペイントが施されていますので、落札後、抹消してください。なお、後日抹消したことが確認できる写真を提出してください。</li> </ul>

### 【お問い合わせ先】

合志市 総務部 管財課  
〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地  
TEL: (096) 248-1040 FAX: (096) 248-1196

■ 参 考

<b>地方自治法施行令</b>
<p>(一般競争入札の参加者の資格)</p> <p>第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>
<b>合志市が行う契約、行政手続等における暴力団及び暴力団等関係者の排除等に関する合意書の事務取扱要領</b>
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 合意書及びこの要領における用語の定義は、次によるものとする。</p> <p>(2) 「暴力団」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団</p> <p>イ 警察等の捜査機関から、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体若しくは組織として通報を受けたもの又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体若しくは組織として警察等の捜査機関が確認したもの</p> <p>(3) 「暴力団等関係者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員</p> <p>イ 暴力団に協力し若しくは関与するなど、これと関わりを持つ者又はその他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したもの</p>

(4)「社会的に非難されるべき関係」とは、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団の事務所の新築、改築等に係る請負契約等を締結するなど、密接な関係が認められる場合のもの

イ 暴力団若しくは暴力団等関係者の友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなど、密接な交友関係が認められる場合のもの

ウ 暴力団若しくは暴力団等関係者が行うパーティ等の会合等に招待され、又は招待し、若しくは同席するなど、密接な関係が認められる場合のもの